

函館市建物清掃業務総合評価落札方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、資格を定めて一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により建物清掃業務の委託契約を締結しようとする場合において、政令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件を総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う建物清掃業務（以下「対象業務」という。）は、業務の品質確保のため、入札者の履行体制および配置予定従事者等に係る評価項目ならびに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる業務とする。

(総合評価審査会)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たり、函館市総合評価審査会（以下「審査会」という。）において審議等を行うものとする。

2 審査会の組織および運営等については、函館市総合評価審査会運営要領で定める。

(落札者決定基準)

第4条 政令第167条の10の2第3項の規定により定める総合評価落札方式により落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次に掲げる事項とする。

(1) 建物清掃業務総合評価落札方式評価基準

(2) 評価の方法

(3) 落札者の決定方法

2 前項第1号の建物清掃業務総合評価落札方式評価基準（以下「評価基準」という。）は、評価項目およびその配点について、別に定

める。

- 3 第1項第2号の評価の方法は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点」という。）および入札価格を基に、次の式（加算方式）により算出した数値（小数点第5位以下切り捨て。以下「評価値」という。）により行う。

評価値＝技術評価点＋価格評価点（ $80 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$ ）

なお、最低入札価格および入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、最低入札価格および入札価格をそれぞれ低入札調査基準価格と読み替えるものとし、価格評価点は80点を超えないこととする。

- 4 第1項第3号の落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者とする。ただし、函館市建物清掃業務低入札価格調査要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、同要領第10条第1項に規定する低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者とする。

(2) 前号の規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 政令第167条の10の2第4項および地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定により意見を聴く場合は、次の各号に掲げる場合の必要に応じ、当該各号に定めるところにより2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとする場合、前条の規定により落札者決定基準を定めようとする場合に留意すべき事項を聴取する。この場合において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 前号の規定により落札者を決定しようとするときに改めて意見

を聴く必要があるとされた場合に落札者を決定しようとする場合
当該落札者の決定に関し意見を聴取する。

(公告事項)

第6条 総合評価落札方式により入札を行うときは、基本的な事項の
ほか次に掲げる事項を一般競争入札の公告に明記しなければならない。
い。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う建物清掃業務であること
- (2) 評価項目およびその配点に関する事項
- (3) 評価の方法および落札者の決定方法
- (4) 落札者とならなかった者に対する理由の説明に関する事項
- (5) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項

(入札参加資格)

第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、次の
各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、対象業務と同種の業種に
登録されていること。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4
月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）に
よる入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開
始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律
第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会
社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再
生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状
態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成25年4
月1日施行）による入札参加制限に、当該対象業務に係る入札参
加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、対象業務ごとに定める入札参加資格を満たしてること。

(入札の参加申請)

第8条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、総合評価落札方式入札参加資格審査申請書（業務委託用）（様式1）に次に掲げる書類のうち必要なものを添付し、指定する日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 作業計画書（日常清掃）（様式2）
- (2) 作業計画書（定期・特別清掃）（様式3）
- (3) 自主検査体制確認調書（様式4）
- (4) 研修実績調書（様式5）
- (5) 研修実施提案書（様式6）
- (6) 同種・同規模業務の履行実績調書（様式7）
- (7) 支払賃金計画書（様式8）
- (8) 通勤手当支給提案書（様式9）
- (9) 地域貢献確認調書（業務委託用）（様式10）
- (10) 協力雇用主活動実績証明書（業務委託用）（様式11）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の審査)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、入札参加資格を審査し、入札参加資格を有する者であることが認められる者について、その旨認定するものとする。

- 2 市長は前項の審査により、入札参加資格がないと認めた者について申請期間終了後3日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、総合評価落札方式入札参加資格審査結果通知書（業務委託用）（様式12）により通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた理由を付するものとする。

3 入札参加資格を認められなかった申請者は、前項の規定による通知があった日の翌日から起算して5日以内に、付された理由の説明を書面により市長に求めることができる。

4 市長は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日から起算して5日以内に入札参加資格に係る理由説明書（様式13）により回答するものとする。
（入札参加資格の取消し）

第10条 市長は、前条第1項の規定による入札参加資格を認定した後に、入札参加有資格者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加有資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

(2) 提出された第8条の申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく指名の停止を受けたとき。

(4) 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

（仕様書等の閲覧等）

第11条 市長は、対象業務に係る仕様書および図面等（以下「仕様書等」という。）を、第6条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、前項の閲覧期間中、市長に仕様書等閲覧申請書（様式14）を提出することにより、仕様書等を閲覧することができる。

3 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、市長に質問書（様式15）を提出することにより、仕様書等の内容について説明を求めることができる。

4 前項の質問書に係る質問回答書は、第1項の閲覧期間中、閲覧に供するものとする。

5 第3項の質問書の提出期間、提出先および提出方法等については、入札の公告に記載するものとする。

(仕様等の説明会)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、対象業務に係る仕様等の説明会を行うものとする。

(積算内訳書の提出)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、入札書に記載される金額に対応した積算内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を第6条の規定による公告に記載するものとする。

(入札結果の公表)

第14条 入札結果については、落札者の決定後速やかに公表するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第15条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第16条 技術評価点を除き、この要領に基づいて申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第17条 落札者とならなかった者は、第14条の規定による入札結果の公表があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、落札者とならなかった理由の説明を書面により求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に落札者決定に係る理由説明書（様式16）により回答するものとする。

（提案の履行確保）

第18条 市長は、落札者が提示した提案にあつては、落札者と契約を締結する際、その内容を契約の特約条項として約定し、その履行を確保するものとする。

2 市長は、提案の履行確認のため、受託者に対して、次に掲げる書類のうち必要な書類の提出を求めることその他必要な調査を行うことができるものとする。

(1) 研修実施報告書（様式17）

(2) 支払賃金状況報告書（様式18）

(3) その他市長が必要と認める書類

（約定内容が履行されないときの措置）

第19条 市長は、前条第1項の規定に基づき約定した内容（以下「約定内容」という。）について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、当該受託者に対し、是正をするよう指示するものとする。

2 市長は、受託者が前項の指示に従わない、または約定内容の性質上是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、第4条第3項の規定に基づき算出した評価値と、実際の履行内容をもとに算出した評価値との差を算出し、市長が認めた日から起算して2年間に開札を行う対象業務に係る入札において、当該受託者における評価値から減ずるものとする。

3 市長は、第1項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認めるときは、当該受託者に対し、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講ずることができるものとする。

4 市長は、第1項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認める場合であつて、契約を継続し

難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

(委任)

第 20 条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第 21 条 この要領に定めのない事項については、関係法令その他別に定める規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。